◆ あなたの歌声を披露しませんか

芭蕉祭市民合唱団・子ども合唱団参加者募集

【問い合わせ】文化交流課 ☎ 22-9621 FM 22-9619 ☑ bunka@city.iga.lg.jp

【芭蕉祭式典日時】 10月12日出

午前9時25分~11時30分

【式典開催場所】 上野公園内俳聖殿前広場

芭蕉祭市民合唱団

【出演時間】 午前9時50分頃~11時30分

【対象者】 練習・式典に参加できる人

【曲 目】『芭蕉翁讃歌』『芭蕉』『奥の細道』『芭蕉さん』

【練習日・場所】

○8月6日級

ハイトピア伊賀 4階多目的室・プレイルーム

- ○9日4日例 ハイトピア伊賀 5階多目的大研修室
- ○9月21日出 東部地区市民センター 大会議室
- ○9月28日出 ハイトピア伊賀 5階多目的大研修室
- 10月1日 ※ ハイトピア伊賀 5階多目的大研修室
- 10月6日 上野東小学校 体育館

【練習時間】 午後7時~8時30分

芭蕉祭子ども合唱団

【出演時間】 午前9時30分頃~(約10分間)

【対象者】

小学校3~6年生で練習・式典に参加できる人

【募集人数】 30 人 ※先着順

【曲 目】『芭蕉さん』

【練習日時】

9月21日出、10月5日出 午後1時30分~3時 【練習場所】 上野西小学校 多目的ホール

【申込方法】 電話・ファックス・Eメール

※ファックス・Eメールの場合は、名前、電話番号、市民・子ども合唱団への参加経験の有無を記載してください。

【申込先】 文化交流課

◆ 伊賀市へのふるさと納税の状況をお知らせします

ふるさと応援寄附金

【問い合わせ】総合政策課 ☎ 22-9623 FM 22-9672 ☑ sougouseisaku@city.iga.lg.jp

寄附の状況

「ふるさとを大切にしたい」「伊賀市の発展に貢献したい」「忍者市を応援したい」という皆さんから、たくさんの寄附をいただきました。

2018 (平成 30) 年度

3,507件 1億878万9,900円

内訳(希望する使い道)

- ○未来を担う「人・地域づくり」を推進するまちづ
- くり………………1,361万7,000円
- **自治体におまかせ ……** 4,531 万 2,900 円
- ○特別コース「市内を走るコミュニティバスを忍者 ラッピングに!」事業を応援する(忍者市を走る コミュニティバスの魅力向上プロジェクトを含む)

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・55 万 6,000 円 (平成 31 年 3 月末現在の基金積立額

2億4,295万9,779円)

ふるさと応援寄附金を活用した事業

いただいた寄附は、さまざまな事業に活用しています。

2018 (平成 30) 年度

活用した金額 6,918 万 7,804 円

主な事業

- ○伊賀鉄道活性化促進、行政バス運行に関する経費
 - ・・・・・・・・6,190 万円
- ○空家等対策推進に関する経費 ・ 170 万円

○スポーツ活動振興、教育振興に関する経費

・ ・・・・ ・・・270 万円

事業者の皆さんへ

市では寄附の拡大を図るため、伊賀市の魅力ある返礼品の発掘・開発に取り組んでいます。お店の自慢の逸品を、ぜひ伊賀市の返礼品としてご登録ください。

返礼品の登録は随時受け付けています。返礼品の基準や登録方法について、詳しくはお問い合わせください。

◆ あなたの人権を表現してみませんか

人権作品を募集します

【問い合わせ】 人権政策課 ☎ 22-9683 FM 22-9684 ☑ jinken-danjo@city.iga.lg.jp

市民の皆さんの人権問題に対する関心と意識を高めるために、人権作品を募集します。

人権問題(同和問題・女性・子ども・障がい者・外国人・性的マイノリティなど)に関して、日常生活の中で体験したことや感じたこと、差別をなくしていくための意見や方法などを表現したものが対象です。

【対象者】

小学生以上で、市内在住・在勤・在学の人

【募集作品】

作文・ポスター・標語

※作品規定は募集要項をご覧ください。

【審査・発表】

市で審査を行い、結果を応募者に連絡します。

【応募先・応募方法】

郵送・持参で次の場所に提出してください。

- ○上野支所管内または市外にお住まいの人:人権政策課
- ○上野支所管内以外にお住まいの人:原則住所地の支 所振興課

※市内の小中学校へ通っている人は各学校へ提出してください。

【応募期間】

9月2日(月)~17日(以)

※募集要項と応募用紙は、応募先のほか、市ホームページにあります。



2018年度「ポスター部門・中学生の部」市長賞受賞作品

◆ 安全に道路を利用するために

道路に張り出した樹木の伐採をお願いします

【問い合わせ】企画管理課 ☎ 22-9723 FM 22-9724 図 kikakukanri@city.iga.lg.jp

道路に張り出した木や竹は、車両や歩行者の通行に 支障を及ぼしたり、見通しを悪くし、交通事故の原因 となる場合があります。

私有地から道路に張り出している木や竹は、土地の 所有者に所有権があるため、緊急の場合を除き、市で 勝手に伐採することはできません。

車両や歩行者などの通行の安全の確保のため、土地 を所有している人は木や竹の道路への張り出しに注意 し、張り出している場合は伐採をお願いします。

なお、木や竹の倒木などが原因で車両や歩行者など に損害が発生した場合、被害者から木や竹の所有者の 管理責任を問われることもありますので、適切な管理 をお願いします。

伐採などの作業時の注意点

○電線や電話線がある場合は、事前に管理をしている 電力会社や電話会社に連絡してください。 ○作業をする時は、通行車両や歩行者の安全確保と、 作業中の事故に注意してください。

支障となる例

- ○道路へ木や竹が張り出していて、通行障害またはそ のおそれがある。
- ○倒木や枝・幹の落下のおそれがある。

○雑草が道路上に伸びて見通しが悪い。

8月は「道路ふれあい月間」

国土交通省では、毎年8月を「道路ふれあい月間」、8月10日を「道の日」と定めています。市では期間中にパトロールや広報活動などを行い、皆さんが安全に道路を利用できるよう努めます。